政治改革後の選挙制度等に係る諸課題への対応について

大泉淳一

はじめに

平成六年に政治改革関連法が成立し、平成八年一〇月二〇日に初の衆議院小選挙区比例代表並立制の総選挙が行われてから、二〇年以上が経過した。本年の衆議院総選挙まで八回の選挙がこの制度の下に行われてきた。本稿では、衆議院議員選挙制度のみならず、参議院議員選挙制度、地方選挙制度、それに選挙権や投票制度、選挙運動の規定につき、政治改革後の動きを概括することとしたい。

一　衆議院議員選挙制度

衆議院小選挙区比例代表並立制は、民意の集約としての小選挙区選挙と民意の反映としての比例代表選挙を組

み合わせたものであり、政権交代可能な制度として考えられたものである。平成八年に制度改正後初の総選が行われる前に、選挙運動用文書図画の量の変更（削減）及び記号式投票を自書式に戻す改正が行われた。

その後、当分の間は選挙制度自体の大きな改正はなかった。ただし、定数については平成一二年に比例代表定数が二〇人削減され、当初の総定数五〇〇人が四八〇人に、比例代表議員の定数は一八〇人になった。また、同年、①小選挙区選挙で供託物没収点以上の得票がなかった重複立候補者は比例代表選挙で当選できないこととすることや、②補欠選挙の期日を年二回に統一して行うこと、③比例代表選出議員は選挙で争った他の名簿届出政党等に移籍することができないとすること（②③は、参議院議員についても同様）などの改正が行われた。

選挙制度の見直しについて中選挙区制への回帰を含め引き続き議論はあったが、政治改革による制度改正に組み込まれた小選挙区の区割り改定作業が平成一二年の大規模国勢調査人口を基に、同年一二月から衆議院選挙区画定審議会（以下「区割り審」という。）において進められた。区割り審設置法の規定に基づき、都道府県別定数を計算した結果、五増五減（埼玉県、千葉県、神奈川県、滋賀県及び沖縄県で各一人増、北海道、山形県、静岡県、島根県及び大分県で各一人減）となった。区割り審は、更に一票の較差の是正するなどし、二〇都道府県で六八選挙区を改定し、最大較差を二・〇六四倍とする案を取りまとめ、平成一三年一二月に内閣総理大臣宛に勧告した。平成一四年七月、この勧告どおりの法改正がなされ、区割りは変更された。同時に、比例代表選出議員の定数も南関東ブロックで一増、近畿ブロックで一減された。

この後、衆議院選挙制度は暫く安定を見ることとなる。そして、平成二一年及び平成二四年の衆議院議員総選挙で、現実に政権交代が行われることとなった。

一方、平成二一年の総選挙（選挙当日有権者数の小選挙区最大較差二・三〇四倍）に対する一票の較差訴訟につき、最高裁判所大法廷は平成二三年三月二三日に違憲状態と判示した。最大較差は、合憲と判断された平成一二年総選挙（同二・四七一倍）よりも小さかったが、各都道府県への定数配分を定めた区割り審設置法の規定、いわゆる一人別枠配分について、その合理性には時間的な限界があり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がなされるようになった段階においては、その合理性は失われる、すなわち、その時点ではいわば「賞味期限切れ」になっており、定数配分規定及びそれに基づいた選挙区割りは違憲であるという判決であった。ただ、憲法上要請される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないとし、いわゆる違憲状態を判示した。

この判決が出された時点は、ちょうど平成二二年大規模国勢調査人口の速報値が公表された直後であり、区割り審は区割り改定の作業に着手していたが、この判決を受け、新たなる都道府県への定数配分規定を待つ必要が生じたことから、審議は中断した。

その後、較差解消について与野党協議がされたが、結論を見出せなかった。そして、緊急是正として、いわゆる〇増五減の定数配分を内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（緊急是正法）が平成二四年の衆議院解散当日にようやく成立した。緊急是正法は一人別枠配分の根拠規定を削除するとともに、人口最少県である鳥取県よりも議員一人当たり人口が下回っていた五県（福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県）について定数を各一人減じて各二人とし、また、すべての小選挙区は鳥取県の小さい方の選挙区の人口以上で、かつ、その二倍未満でなければならないとされた。

区割り審は、緊急是正法成立後直ちに審議を再開し、約四ヵ月後の平成二五年三月二八日に、一七都県四二選挙区を変更することにより最大較差を平成二二年国勢調査人口で一・九九七倍とする区割り改定案を勧告した。この勧告は、初めて最大較差を二倍未満に収めたものであり、その内容はそのまま政府提案の法案となった。この法案は、衆議院を通過した後、参議院で審議されなかったため、憲法五九条の規定により、平成二五年六月に衆議院の再可決をもって成立した。

その後も、較差の是正と大方の政党が公約にしていた議員定数削減について、政党間での協議が続けられたが、なかなか一致点を見出せなかった。そのような中、平成二六年に衆議院議長の下に「衆議院選挙制度に関する調査会」（佐々木毅座長。以下「調査会」という。）が設置され、九月から審議が始まった。同年一二月には、平成二五年の区割り改定後初の衆議院議員総選挙が行われたが、調査会は継続された。

平成二七年一一月二五日、平成二六年一二月の衆議院議員総選挙に係る一票の較差訴訟の判決が最高裁判所大法廷で言い渡された。判決は、選挙当日有権者数等で最大較差が二倍を超えており（二・一二九倍）、二倍を超える選挙区が一三存在しているが、その原因としていまだ多くの都道府県で一人別枠配分が残っており、このことから較差の状況や原因となっていた事情を総合考慮すると、○増五減後の区割りは憲法に違反する状態にあったというものであった。しかし、ここでもまた合理的期間内に是正がされなかったとはいえないとし、いわゆる違憲状態を判示した。

一方、調査会は平成二八年一月一四日に、①現行の小選挙区比例代表並立制を維持し、②衆議院定数を小選挙区六人、比例代表四人の一〇人を削減するとともに、③一票の較差是正のため、小選挙区選出議員の各都道府県

と、比例代表選出議員の各ブロックへの定数配分について、大規模国勢調査の際にいわゆるアダムズ方式を採用する等を内容とする答申を出した。その後、衆議院議長が調整し、立法化が図られたが、アダムズ方式の導入時期について平成二二年の国勢調査からとするか、平成三二年の国勢調査からとするか各党の一致が見られなかった。最終的には、平成三二年の次回大規模国勢調査からアダムズ方式を採用するとともに、平成二七年の簡易国勢調査の人口に基づき定数を削減し、併せて当該人口及び五年後の見込人口において最大較差が二倍以上にならないよう区割りの改定を行うとする法律（衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律。与党提出。以下「衆議院選挙制度改革関連法」という。）が平成二八年五月に成立した。このほか、衆議院選挙制度改革関連法には、①区割りに用いる人口は、国勢調査人口のうち日本国民人口とすること、②従来の区割り基準が二倍以上とならないことを「基本とする」旨を定めていたところ、この「基本とする」を削ること、③区割り審は、平成二七年国勢調査人口に基づく改定案を一年以内に勧告するものとすることが盛り込まれている。

また、平成二七年国勢調査人口の確定値が平成二八年一〇月に公表された結果、衆議院選挙制度改革関連法の規定に従い、小選挙区選出議員の定数が青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県及び鹿児島県の六県で、比例代表選出議員の定数が東北、北関東、近畿及び九州の四ブロックで、それぞれ一人減少することとなった。

平成二九年四月一九日、区割り審は、最大較差を平成二七年国勢調査の日本国民人口で一・九五六倍、五年後の見込人口でも一・九九九倍とする、一九都道府県九七選挙区を変更する改定案を勧告した。この勧告においては、都市部を中心に一つの市区が二以上の小選挙区に分かれる、いわゆる分割市区が増加し、市町村合併や政令

指定都市移行に伴う分割市区を含め、一〇五市区町に上った。

この勧告内容はそのまま法案化され、小選挙区制に反対している共産党及び社民党以外の各党の賛成により、平成二九年六月に成立し、翌七月から施行された。新定数及び新区割りによる衆議院議員総選挙は、同年一〇月二二日に執行された。

二　参議院議員選挙制度

参議院議員選挙制度についての大きな改正は、平成一二年の非拘束名簿式比例代表制の導入と平成二七年の選挙区選挙における四県二合区導入であろう。このほか定数の削減や較差の是正が行われてきた。

昭和五七年から平成一〇年までの比例代表選挙はいわゆる拘束名簿式で行われてきた。政党が届け出る候補者名簿により当選順位があらかじめ定まっているため、国民にわかりにくい、顔の見えない選挙であるなどの指摘があった。このことを踏まえ、いわゆる非拘束名簿式に変更された。すなわち、選挙人は名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称等を記載して投票することができることとなり、これらいずれの得票も当該名簿届出政党等の得票とされた上で、各名簿届出政党等の得票に応じ、ドント式により議席が配分される。次に、各名簿届出政党等に配分された議席のうち、その名簿届出政党等内で氏名による得票の多い順に当選人が決まる、というものである。新制度は、平成一三年の参議院通常選挙に定数の一〇人削減（比例代表四人、選挙区は岡山県、熊本県及び鹿児島県で各二人の六人）とともに初めて実施された。

参議院選挙区選挙についても、衆議院と同様、一票の較差が問題とされていた。参議院において、平成一六年以降、参議院改革協議会などにおいて様々な議論が重ねられ、平成一八年に四増四減（千葉県及び東京都で各一増、栃木県及び群馬県で各一減）の較差是正が行われ、較差は概ね四倍台後半から五倍程度を推移したが、最高裁判所の判決は、選挙制度自体の見直しが必要であることを指摘しつつ、合憲判決が続いた。

しかし、平成二二年参議院通常選挙に対する平成二四年一〇月一七日判決では、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいという理由は見出しがたいとし、本件選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと判示した。ただし、本件選挙まで改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものではないとされた。いわゆる違憲状態の判決である。また、判決には、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき方式に改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずることに言及する文言が盛り込まれた。

国会では様々な制度改正案が議論されたが、都道府県間の定数の増減（神奈川県及び大阪府で各一増、福島県及び岐阜県で各一減）を内容とする、いわゆる四増四減の較差是正法が、平成二四年に衆議院の〇増五減法と同日に成立した。

この改正後に行われた平成二五年の参議院議員通常選挙について、最高裁判所大法廷は、前回と同様に違憲状態の判決を出した。そして、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき方式に改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体

の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる不平等状態が解消される必要があると判示し、更に踏み込んだ。

一方、参議院では、各会派の合意の下、平成二五年に「選挙制度の改革に関する検討会」が設置され、その下に「選挙制度協議会」（脇雅史座長。後に伊達忠一座長に交代）が置かれ、制度改正や較差是正の検討がなされた。しかし、平成二六年末までに制度の提案には至らず、各会派の案の併記する形で議長に報告され、翌平成二七年五月に検討会は一区切りとされた。

その後、国会に二合区一〇増一〇減案（自民、維新、元気、次世代、改革提出、最大較差二・九七四倍（平成二二年国勢調査人口））と一〇合区一二増一二減案（民主、公明、無所属ク、生活提出）最大較差一・九五三倍（同））の二法案が提出され、前者が成立した。この結果、参議院選挙区制度として初めて、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県が都道府県単位ではない同一の選挙区とされた。

平成二八年の参議院通常選挙はこの制度により行われたが、これに対する較差訴訟につき、平成二九年九月二七日、最高裁判所大法廷は、①参議院創設以来初めての合区を行うことにより都道府県を単位とする各選挙区仕組みを見直すことを内容とするものであり、これによって数十年間にもわたり五倍前後で推移してきた最大較差は二・九七倍にまで縮小し、平成二四年及び平成二六年の大法廷判決の趣旨に沿うこと、②次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨が改正法附則に定められていることを理由に、合憲であると判示した。

参議院選挙制度については、この附則に基づき、参議院等において現在も検討が進められている。また、憲法

改正により、合区を解消しようという議論がされている。

三　地方選挙制度

地方選挙制度では、平成九年にいわゆる「九〇日特例」の改正が行われた。これは同一地方公共団体で長の任期満了と議会議員の任期満了が九〇日以内に近接する場合、選挙事務の効率化等のため同時に選挙することができるとする特例である。

また、選挙区制の改正としては、平成二五年に都道府県議会議員の選挙区設定について柔軟性を持たせる改正が行われた。従来、都道府県議会議員の選挙区は、郡市の区域と法定されていたが（政令指定都市は行政区の区域）、改正により、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域と合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされた。政令指定都市については、行政区を単位として市域を二以上の区域を分けた区域を上記「市の区域」とすることとされた。すなわち、行政区を合わせて選挙区の単位とすることができることになった。また、一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上である場合は、当該町村の区域を単独で選曲とすることができることとされた。従来から規定のあった強制合区、任意合区については維持されている。他方、隣接しない区域の選挙区の設置はできなくなり、従来あった飛地の郡の選挙区については、当該選挙区の区域の変更が行われるまでは従前の選挙区が維持できることとなった。

地方選挙については、震災により大きな影響を受けた。

統一地方選挙があった平成七年には、阪神淡路大震災が発生し、当初統一地方選挙での執行が予定されていた被災地の議会議員及び長の選挙につき、特例法が制定され、自治大臣により指定された神戸市、西宮市及び芦屋市並びに兵庫県が対象となった。これにより選挙期日は平成七年六月一一日に延期され、当該選挙を行う議会議員及び長の任期は前日の六月一〇日まで延長された。当該選挙により選出された議会議員及び長の任期満了は四年後の平成一一年六月一〇日になるが、同年の統一地方選挙として四月に選挙ができるように手当てがなされた。また、任期満了の日付は暫くの間四年ごとの六月一〇日であったが、平成二九年に特例法が制定され、平成三一年六月一日から一〇日までに任期が満了する議会議員又は長の選挙において選出される議会議員又は長の任期は、当該地方公共団体の議会の特別議決（議員数の四分の三以上の出席で、五分の四以上の同意）により、当該議決で定められた平成三五年四月中のいずれかの日で満了することとされた。

平成二三年も統一地方選挙の年であったが、同年三月一一日に発生した東日本大震災により、被災した地方公共団体の選挙が統一地方選挙として執行ができなくなった。このため、特例法の制定と二度にわたるその改正により、①統一地方選挙対象の地方公共団体（三県四九市町村）については統一地方選挙の期日、②その後の任期満了等により選挙をする事由が発生した地方公共団体（五市町）については、本来選挙を行うべき期間に選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及びこれらを包括する県の議会議員又は長の選挙期日は、平成二三年一二月三一日までの間において政令で定める日とされた。また、対象となる地方公共団体の議会議院又は長の任期は選挙期日の前日まで延長された。被災地での選挙の執行は、大変な困難を伴ったが、選挙執

行が可能になった団体から順次実施された。そして、対象となる選挙がすべて実施されたのは、福島県議会議員選挙等が行われた同年一一月二〇日であった。

その他、地方選挙では、選挙期日の統一、首長の多選禁止等につき、議論が行われたが、制度改正には至っていない。また、近時、議員のなり手不足、無投票当選の増加などが指摘されている。地方議会については、どのような議会や議員が求められるかによって選挙制度の目指す方向も変わって来ようと思われるが、今後の検討を待つことになる。

四　選挙権・投票制度

選挙権やその行使、投票の利便性向上などについても、大きな改正が行われてきた。以下では、その主なものについて、触れていきたい。

まず、一番大きな改正は、平成二七年に選挙権年齢が二〇歳以上から一八歳以上に引き下げられたことであろう。

もともとの発端は、平成二六年六月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）により、憲法改正国民投票の投票権年齢が施行から四年後（平成三〇年六月）に自動的に二〇歳から一八歳に引き下げられることとなったことである。一部改正法の附則には、一八歳以上二〇歳

未満の者につき、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項が置かれた。また、一部改正法案を審議した衆参両院の憲法審査会において、民法の成年年齢に先行して二年以内を目途に選挙権年齢を一八歳に引き下げるよう、法制上の措置を講ずることが附帯決議された。一部改正法に合意した八党（自民、公明、民主、維新、次世代、元気、生活、無ク、改革）は一部改正法成立後すぐに「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」を発足させ、同年一一月に選挙権年齢を一八歳以上に引き下げる公職選挙法改正案を取りまとめて共同で国会に提出した。同法案は、衆議院解散のため廃案となったが、平成二七年三月に新たな党派構成の下、法案が再提出され、同年六月に成立した。施行は一年後の平成二八年六月一九日からである。

この改正により、戦後、女性に参政権が付与されて以来、七〇年ぶりに選挙権自体の対象が拡大された。また、高校在学中に選挙権を取得することになるため、主権者教育の重要性、必要性が注目されるようになった。総務省及び文部科学省は高校在学中の全生徒に主権者教育のための副教材を配布したほか、総務省、選挙管理委員会やＮＰＯなど各種団体によるシンポジウムや出前授業の実施、報道機関等による特集企画など啓発活動が広範に展開された。引下げ後初めての国政選挙は平成二八年の参議院議員通常選挙であり、投票率は、一八歳が五一・二八％、一九歳が四二・三〇％だった。

また、選挙権の欠格事由に関する改正としては、平成二五年にそれまで選挙権及び被選挙権を有しないとされていた成年被後見人の選挙権が回復された。

選挙権の行使の拡大に関する事項として、平成一〇年には、在外選挙制度が創設された。海外の領事官管轄区域に引き続き三箇月以上住所を有する在外邦人は、申請することにより、原則として国内最終住所地の市町村の在外選挙人名簿に登録され、国政選挙で在外公館投票又は郵便投票を行うことができるようになった。当初は衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙だけが対象で、住所地によって投票方式が定められていたが、平成一五年の改正で在外公館投票と郵便投票のいずれも選択できるようになった。また、平成一七年九月一四日の最高裁判所大法廷判決で、在外選挙の対象を両議院の比例代表選出議員選挙に限定する部分は憲法に違反する旨判示されたことを受け、平成一八年の改正により、対象が衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙に拡大された。また、平成二八年の改正により、国内最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者が国外に転出する場合、在外選挙人名簿への登録の移転申請（出国時申請）ができるように改正された。[1]

平成一一年には、たとえ投票用紙に記載ができたとしても投票用紙の送致が困難である遠洋航海中の船舶について、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙においてファクシミリ装置を用いて投票する、いわゆる洋上投票制度が創設された。ファクシミリによる投票は平成一八年の改正で南極観測隊員に拡大された（南極投票制度）。また、洋上投票については、平成二八年の二回の改正により、①対象船舶が日本船籍以外のいわゆる便宜地籍船等に拡大されるとともに、②従来、管理者（船長等）、立会人及び選挙人の少なくとも三人の選挙権を有する者（日本国民）が必要とされたところ、二人以下の場合でも洋上投票ができるようになった。また、選挙権年齢の引下げに起因して③水産高校の実習生等「船員」以外の者も船員とみなして洋上投票の対象になった。

次に、国内の郵便投票制度について、平成一五年に対象者の拡大が行われた。従来は一定程度以上の障害者に

認められていたが、同年の改正により、介護保険制度の要介護五の者も対象とされた。なお、総務省の「投票環境向上方策等に関する研究会」（磯部力座長）の報告書（平成二九年六月）は、投票の意思があっても投票所に行くことが困難な者が多い要介護四及び三の者まで対象を拡大すべきとしている。

このほか、平成一八年の南極投票制度の導入と同じ法改正により、国外における不在者投票制度が特定国外派遣組織を対象として導入されている。

投票の利便性確保のための主な改正としては、まず、平成九年に、それまで午後六時までであった投票所閉鎖時刻を、原則として二時間延長し午後八時までとするとともに、不在者投票の事由を大幅に緩和し併せてその時間を延長する投票環境向上のための法改正が行われた。

平成一五年には、それまでの不在者投票制度を一新し、期日前投票制度が導入された。これにより、投票日前に名簿登録市区町村の期日前投票所で投票する場合は、当日投票と同様に投票箱に直接投票することができるようになった。期日前投票は年を追って増加し、平成二九年の衆議院議員総選挙では、投票率に換算して二〇％を超えている。

平成二八年には、上述の「投票環境向上方策等に関する研究会」の報告などを基にして、①初めて選挙人名簿に登録される選挙人が直前の住所の異動によりいずれの市町村の選挙人名簿にも登録されなくなる事態を避けること等を目的とした、いわゆる表示登録制度の導入、②選挙期日当日決められた投票所以外でも、同一市町村内であれば投票できる共通投票所制度の創設、③期日前投票所の投票開始時刻と終了時刻を二時間の範囲で繰上

げ、繰下げできるように弾力化すること、④従前、投票日前七日間とされていた最高裁裁判官国民審査の期日前投票の期間を衆議院議員総選挙の期日前投票の期間に合わせ、公示日（国民審査の告示日）の翌日から投票日の前日までできるようにすること等、投票環境向上の観点から多くの改正が行われた。

なお、投票方式の改正として、平成一三年には、電子投票法が制定され、条例で定めることにより、地方公共団体の選挙で電磁記録的投票ができるようになった。平成一九年には、国政選挙にも導入する法案が国会で審議され、衆議院で可決されたが、参議院で審議未了となり、成立しなかった。現在、電子投票条例（凍結中のものを除く。）を制定している団体は、青森県六戸町のみである。

今後とも、ＩＣＴ技術を活用して、投票しやすい環境づくりや効率的な管理執行への検討、模索がなされることが求められる。

五　選挙運動

選挙運動についても様々な改正がなされたが、ここでは、主なものを三つ挙げることとする。

平成一五年、いわゆるマニフェストを選挙運動手段として位置づけるため、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙において、候補者届出政党、名簿届出政党等は、重要政策等を記載したパンフレット又は書籍を選挙運動のため頒布できることとされた。なお、頒布できる場所は、上記政党等及びそれに所属する候補者の選挙事務所内、演説会の会場内又は街頭演説の場所に限られる。平成一九年には、街頭演説をする場所を増加させる改正

が行われ、頒布する場所が増加した。

次に、地方選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁である。従来、地方選挙において頒布できる選挙運動用文書図画は、通常葉書のみであったが、平成一九年の改正により、地方公共団体の長の選挙において選挙運動用ビラの頒布が解禁された。候補者一人につき、種類はいずれの選挙も二種類以内とされ、上限は都道府県知事の選挙が一〇万枚に、一万五千枚を当該都道府県内の衆議院小選挙区の数から一を減じた数に乗じて得た枚数を加えた枚数（最大限三〇万枚）、政令指定都市の市長選挙が七万枚、その他の市の市長選挙が一万六千枚、町村長の選挙が五千枚とされた。町村長の選挙を除き、条例により、作成費の公営制度を設けることができる。

平成二九年には、都道府県議会及び市議会の議員選挙についても、ビラの頒布が解禁された。候補者一人につき、種類はいずれの選挙も二種類以内とされ、上限は都道府県議会議員の選挙が一万六千枚、政令指定都市議会議員の選挙が八千枚、その他の市議会議員の選挙が四千枚であり、条例により、作成費の公営制度を設けることができることとなる。(2)

最後は、平成二五年のインターネット選挙運動の解禁である。主体の制限なく何人もウェブサイト等を利用して選挙運動用文書図画を頒布することができるようになった。一方で、電子メールは候補者や候補者届出政党、名簿届出政党等、確認団体に限って認められ、予め送信先の同意を得ておかなければならない等の制限がある。また、選挙運動のみならず、落選運動のためのウェブサイト等や電子メールの利用についても、電子メールアドレス等の表示が義務付けられた。なお、この改正では、屋内の演説会場内における映写等の解禁、インターネット等を利用する方法による選挙期日後の挨拶行為の解禁も行われた。

六　むすび

以上、約二〇年間にわたる選挙制度とその周辺の動きについて概観した。多岐にわたり多数の改正が行われてきたことに筆者自身改めて驚きを感じた次第である。どの改正にも、様々な協議・検討・議論が行われたが、本稿においてはその大半を割愛せざるを得なかった。

また、本文において触れた課題のほかにも、女性の政治参加、被選挙権年齢、選挙運動全般の議論等々様々なものがある。選挙制度に完璧なものはないと言われるが、今後も時代背景を踏まえつつ、政治的、社会的要因により、選挙の仕組みに検討が加えられ、改善されていくであろうと思われる。

（1）　本稿執筆時において未施行。平成三〇年六月一日までの間の政令で定める日から施行。

（2）　本稿執筆時において未施行。平成三一年三月一日から施行。

（総務省自治行政局選挙部長）